

## 【別紙】電気需給約款（市場連動プラン高圧・特高）新旧対照表

小売事業者：伊藤忠エネクス株式会社

（下線部分が変更箇所）

※主な変更点を記載しております。

旧			新		
目次			目次		
1	本約款の目的	1	1	本約款の目的	1
2	電気需給約款の変更等	1	2	電気需給約款の変更等	1
3	定義	2	3	定義	2
4	単位および端数処理	3	4	単位および端数処理	3
5	実施細目	3	5	実施細目	4
6	需給契約の申込み・成立	4	6	需給契約の申込み・成立	5
7	需要場所	4	7	需要場所	5
8	需給契約の単位	4	8	需給契約の単位	5
9	供給の開始	4	9	供給の開始	5
10	契約種別	5	10	契約種別	6
11	契約電力等	5	11	契約電力等	6
12	電気料金	7	12	電気料金	8
13	料金の適用開始の時期	9	13	料金の適用開始の時期	10
14	使用電力量の計量および検針	9	14	使用電力量の計量および検針	10
15	料金の算定および算定期間	9	15	料金の算定および算定期間	10
16	日割計算	9	16	日割計算	10
17	料金の支払義務および支払期日	10	17	料金の支払義務および支払期日	11
18	料金その他の費用の支払方法	10	18	料金その他の費用の支払方法	11
19	保証金	11	19	保証金	12
20	延滞利息	11	20	延滞利息	12
21	適正契約の保持	12	21	適正契約の保持	14
22	力率の保持	12	22	力率の保持	14
23	契約超過金	12	23	契約超過金	14
24	お客さまの協力	12	24	お客さまの協力	14
25	供給の停止	14	25	供給の停止	16

26	供給停止の解除	15	26	供給停止の解除	17
27	供給停止期間中の料金	15	27	供給停止期間中の料金	17
28	違約金	15	28	違約金	17
29	供給の中止または使用の制限もしくは中止	15	29	供給の中止または使用の制限もしくは中止	17
30	制限または中止の料金割引	15	<u>30</u>	損害賠償の免責等	17
31	損害賠償の免責等	16	<u>31</u>	設備の賠償	18
32	設備の賠償	17	<u>32</u>	需給契約の変更	19
33	需給契約の変更	18	<u>33</u>	需給契約の終了	19
34	需給契約の終了	18	<u>34</u>	需給開始後の需給契約の終了	
35	需給開始後の需給契約の終了 または変更に伴う料金および工事費の清算	19		または変更に伴う料金および工事費の清算	19
36	解除等	20	<u>35</u>	解除等	20
37	需給契約終了後の債権債務関係	21	<u>36</u>	需給契約終了後の債権債務関係	21
38	供給方法および工事	21	<u>37</u>	供給方法および工事	22
39	供給地点および施設	21	<u>38</u>	供給地点および施設	22
40	引込線の接続	21	39	引込線の接続	22
41	計量計等の取り付け	22	<u>40</u>	計量計等の取り付け	22
42	供給設備の工事費負担金	22	<u>41</u>	供給設備の工事費負担金	23
43	工事費負担金の申受けおよび清算	22	<u>42</u>	工事費負担金の申受けおよび清算	23
44	需給開始に至らないで需給契約を終了 または変更される場合の費用の申受け	22	<u>43</u>	需給開始に至らないで需給契約を終了 または変更される場合の費用の申受け	23
45	工事費等に関する契約書の作成	23	<u>44</u>	工事費等に関する契約書の作成	23
46	管轄裁判所	23	<u>45</u>	管轄裁判所	24
47	暴力団排除に関する条項	23	<u>46</u>	暴力団排除に関する条項	24
48	その他	25	<u>47</u>	その他	24

I 総 則	I 総 則
<p data-bbox="141 103 510 135">2 電気需給約款の変更等</p> <p data-bbox="141 770 1115 970">(4) お客さまには、託送供給等約款等に「需要者」としての義務および遵守事項につき定めがあるときは、これらを遵守いただくものとします。  (5) 一般送配電事業者から給電指令が発せられたときは、お客さまにはこれに従っていただきます。</p>	<p data-bbox="1142 103 1512 135">2 電気需給約款の変更等</p> <p data-bbox="1142 148 2094 427">(4) 需給契約が本約款の定めに従い更新された場合、契約更新の際の供給条件の説明、供給条件に関する契約更新前および更新後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。なお、お客さまが、需給契約の更新に伴い、更新後の供給条件に関する書面の交付を希望される場合には、当社お問い合わせ先まであらかじめその旨を要求していただくものとします。</p> <p data-bbox="1142 435 2094 595">イ 供給条件の説明および供給条件に関する契約更新前の書面交付を行う場合、当社が適切と考える方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該更新後の契約期間のみを説明し、記載します。</p> <p data-bbox="1142 603 2094 762">ロ 供給条件に関する契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と考える方法により行い、当社および本小売電気事業者の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p data-bbox="1142 770 2094 890">(5) お客さまには、託送供給等約款等に「需要者」としての義務および遵守事項につき定めがあるときは、これらを遵守いただくものとします。</p> <p data-bbox="1142 898 2094 970">(6) 一般送配電事業者から給電指令が発せられたときは、お客さまにはこれに従っていただきます。</p>
<p data-bbox="141 1026 257 1058">3 定義</p>	<p data-bbox="1142 1026 1258 1058">3 定義</p>
<p data-bbox="141 1070 336 1102">(21) 部分供給</p> <p data-bbox="141 1110 1115 1182">複数の電気事業者から一需要場所に対して、1 引き込みを通じて一体として供給される形態をいいます。</p>	<p data-bbox="1142 1070 1337 1102">(21) 分割供給</p> <p data-bbox="1142 1110 2094 1433">契約者が、1 需要場所において、分割供給（複数の小売電気事業者が、1 需要場所において、1 引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第2条第1項第1号に定める小売供給をいいます。ただし、一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気のみを供給する場合の小売供給を除きます。）を行なうための接続供給（以下「分割接続供給」といいます。）を希望される場合は、次の要</p>

	<p>件を満たすこと。</p> <p>イ 当該需要場所が、<u>高压または特別高压で電気の供給を受ける需要場所であること。</u></p> <p>ロ 当該需要場所において<u>分割接続供給を受ける契約者は、2契約者に限ること。</u></p> <p>ハ 双方の契約者および需要者が、<u>当該需要場所において、当社が分割接続供給を行なう旨の承諾をすること。</u></p> <p>ニ 双方の契約者および需要者が、<u>当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および需要者の情報を他の一方の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。</u></p>
<b>Ⅲ 契約種別および料金</b>	<b>Ⅲ 契約種別および料金</b>
11 契約電力等	11 契約電力等
<p>(1) 契約種別を問わず（ただし、自家発補給電力および予備電力を除きます。）、契約電力は次によって定めます。</p> <p>ロ 契約電力が 500 キロワット未満の場合</p> <p>(ハ) 全量供給にて 500 キロワット以上となる場合は、部分供給における当社が供給する契約電力は、前項イに従って契約電力を定めることとします。</p>	<p>(2) 契約種別を問わず（ただし、自家発補給電力および予備電力を除きます。）、契約電力は次によって定めます。</p> <p>ロ 契約電力が 500 キロワット未満の場合</p> <p>(ハ) 全量供給にて 500 キロワット以上となる場合は、<u>分割供給</u>における当社が供給する契約電力は、前項イに従って契約電力を定めることとします。</p>
<b>Ⅳ 料金の算定および支払</b>	<b>Ⅳ 料金の算定および支払</b>
15 料金の算定および算定期間	15 料金の算定および算定期間
—	<p>(2) 前項にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量が計量計に記録される日をお知らせした場合、<u>前月の計量日から当月の計量日の前日までを計量期間とします。ただし、お客さまへの電気の供給を開始した月の計量期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、需給契約が終了した場合の計量期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間とします。</u></p> <p>(3) 料金は、需給契約書に定める契約種別毎の料金を適用して算定いたします。</p>
(2) 料金は、需給契約書に定める契約種別毎の料金を適用して算定いたします。	

V 使用および供給	V 使用および供給
<p>30 制限または中止の料金割引</p> <p>(1) 常時供給メニューについては、前条によって、一般送配電事業者等により電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、当社は、次の割引を行い料金を算定いたします。ただし、その原因がお客様の責めとなる理由による場合は、そのお客様については割引いたしません。</p> <p>イ 契約電力が 500 キロワット以上の場合</p> <p>(イ) 割引の対象 力率割引または割増し後の基本料金といたします。 ただし、15 (料金の算定および算定期間) (1)イ、ロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。</p> <p>(ロ) 割引率 月中の制限し、または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2% といたします。時間の計算方法は一般送配電事業者等の託送供給等約款に従います。</p> <p>(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は、1 回 10 分以上の制限または中止の延べ時間とし、1 時間未満の端数を生じた場合は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨ていたします。なお、制限時間については、次の算式によって修正したうえで合計いたします。</p> <p>a 需要電力を制限した場合</p> $H' = H \times \frac{D-d}{D}$ <p>H' = 修正時間 H = 制限時間 D = 契約電力 d = 制限時間中の需要電力の最大値</p> <p>b 使用電力量を制限した場合</p> $H' = H \times \frac{A-B}{A}$ <p>H' = 修正時間 H = 制限時間 A = 制限指定時間中の基準となる電力量 B = 制限時間中の使用電力量</p> <p>c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、a による修正時間または b による修正時間のいずれか大きいものによります。</p>	<p>30 制限または中止の料金割引</p> <p>(削除)</p>

<p>ロ 契約電力が 500 キロワット未満の場合</p> <p>(イ) 割引の対象 力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、15 (料金の算定および算定期間) (1)イ、ロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</p> <p>(ロ) 割引率 1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに4%といたします。</p> <p>(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算 延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。</p> <p>(2) 本条(1)による延べ時間数または延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上、当社がお客さまに 3 日前までにお知らせして行う制限または中止は、1 月につき 1 日に限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、料金の算定期間の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。</p> <p>(3) 臨時電力、自家発補給電力および予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても本条(1)および(2)に準じて割引を行い料金を算定いたします。</p>	<p>(削除)</p>
<p><b>付則</b></p> <p>本約款は、2024 年 8 月 1 日より適用する。</p> <p>2023 年 12 月 21 日改定 2024 年 8 月 1 日改定</p>	<p><b>付則</b></p> <p>本約款は、<u>2025 年 4 月 1 日</u>より適用する。</p> <p>2023 年 12 月 21 日改定 2024 年 8 月 1 日改定 <u>2025 年 4 月 1 日改定</u></p>